大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第6条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成26年8月15日

香川県知事 浜田恵造

## 【マルヨシセンター松縄店】

1 届出の概要

届出者の氏名又は	株式会社マルヨシセンター			
名称及び住所	高松市南新町4番地の6			
大規模小売店舗の	マルヨシセンター松縄店			
名称及び所在地	高松市松縄町301番地1			
変更した事項	1 大規模小売店を設置する者の代表者の氏名			
	変更前 株式会社マルヨシセンター 代表取締役 佐竹 文			
	彰			
	変更後 株式会社マルヨシセンター 代表取締役 佐竹 克			
	彦			
	2 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名			
	変更前 株式会社マルヨシセンター 代表取締役 佐竹 文			
	彰			
	変更後 株式会社マルヨシセンター 代表取締役 佐竹 克			
	彦			
変更年月日	平成26年6月4日			
変更理由	大規模小売店舗を設置する者、及び小売業を行う者の代表者に変更があっ			
	たため。			

- 2 届出年月日平成26年7月9日
- 3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び高松市創造都市推進局産業振興課
縦覧期間	平成26年8月15日から平成26年12月15日まで

#### 4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の 生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日 から4月以内(平成26年12月15日まで)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高 松市創造都市推進局産業振興課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあっては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
FB 11 14	エ 意見の内容
提出先 	〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

## 【マルヨシセンター太田店】

1 届出の概要

届出者の氏名又は	株式	会社マルヨ	シセンター		
名称及び住所	高松	高松市南新町4番地の6			
大規模小売店舗の	マル	ヨシセンタ	一太田店		
名称及び所在地	高松	市多肥下町	192番地2		
変更した事項	1	大規模小売	店を設置する者の代表者の氏名		
		変更前	株式会社マルヨシセンター 代表取締役 佐竹 文		
			彰		
		変更後	株式会社マルヨシセンター 代表取締役 佐竹 克		
			彦		
	2	大規模小売	店舗において小売業を行う者の代表者の氏名		
		変更前	株式会社マルヨシセンター 代表取締役 佐竹 文		
			彰		
		変更後	株式会社マルヨシセンター 代表取締役 佐竹 克		
			彦		
変更年月日	平成	26年6月	4日		
変更理由	大規	模小売店舗	iを設置する者、及び小売業を行う者の代表者に変更があっ		
	たた	め。			

2 届出年月日平成26年7月9日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び高松市創造都市推進局産業振興課
縦覧期間	平成26年8月15日から平成26年12月15日まで

#### 4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の 生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日 から4月以内(平成26年12月15日まで)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高 松市創造都市推進局産業振興課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
	イ 事業者にあっては、その事業の種類及び沿革
	ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
	エ 意見の内容
提出先	〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号
	香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

# 【マルヨシセンター木太町店】

届出者の氏名	又は 株式会	会社マルヨシセンター	
名称及び住所	高松市	市南新町4番地の6	
大規模小売店	舗の マルミ	ョシセンター木太町店	
名称及び所在	地高松市	市木太町6区2512番地1	外3筆
変更した事項	1 <i>1</i>	大規模小売店を設置する者の付	弋表者の氏名

		変更前	株式会社マルヨシセンター 彰	代表取締役	佐竹	文
		変更後	株式会社マルヨシセンター 彦	代表取締役	佐竹	克
	2	大規模小売	店舗において小売業を行う者の	の代表者の氏々	名	
		変更前	株式会社マルヨシセンター 彰	代表取締役	佐竹	文
		変更後	株式会社マルヨシセンター 彦	代表取締役	佐竹	克
変更年月日	平成	26年6月	4 日			
変更理由		大規模小売店舗を設置する者、及び小売業を行う者の代表者に変更があっ たため。				

#### 3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び高松市創造都市推進局産業振興課
縦覧期間	平成26年8月15日から平成26年12月15日まで

### 4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の 生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日 から4月以内(平成26年12月15日まで)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高 松市創造都市推進局産業振興課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
	イ 事業者にあっては、その事業の種類及び沿革
	ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
	エ 意見の内容
提出先	〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号
	香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

## 【マルヨシセンター茜町店】

届出者の氏名又は	茜興産有限会社
名称及び住所	高松市昭和町2丁目11番1号
大規模小売店舗の	マルヨシセンター茜町店
名称及び所在地	高松市茜町836番341 外3筆
変更した事項	1 大規模小売店を設置する者の代表者の氏名
	変更前 茜興産有限会社 代表取締役 長尾 知彦
	高松市昭和町2丁目11番1号
	榑谷千佳子
	木田郡三木町大字池戸2301番地3
	筒井育子
	高松市茜町1番8号
	変更後 茜興産有限会社 代表取締役 長尾 知彦

		高松市昭和町2丁目11番1号
	2	大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
		変更前 株式会社マルヨシセンター 代表取締役 佐竹 文
		彰
		変更後 株式会社マルヨシセンター 代表取締役 佐竹 克
		彦
変更年月日	1	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
		平成25年6月7日
	2	大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
		平成26年6月4日
変更理由	1	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
		改装により生活館を解体撤去したことで、設置者でなくなったた
		$\varnothing_{\circ}$
	2	大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
		小売業を行う者の代表者に変更があったため。

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び高松市創造都市推進局産業振興課	
縦覧期間	平成26年8月15日から平成26年12月15日まで	

#### 4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の 生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日 から4月以内(平成26年12月15日まで)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高 松市創造都市推進局産業振興課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
	イ 事業者にあっては、その事業の種類及び沿革
	ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
	エ 意見の内容
提出先	〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号
	香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

## 【マルヨシセンター鶴市店】

届出者の氏名又は	有限	有限会社美コーポレーション				
名称及び住所	高松	市香西東町	300番地			
大規模小売店舗の	マル	ヨシセンタ	一鶴市店			
名称及び所在地	高松	:市鶴市町1	0 1 0 - 1 外			
変更した事項	1	大規模小売	店を設置する者の代表者の氏名			
		変更前	有限会社美コーポレーション	代表取締役	横井美	
			代子			
			高松市鶴市町1053番地3			
		変更後	有限会社美コーポレーション	代表取締役	林 正	

	2	大規模小売	知 高松市香西東町300番地 西店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	
	2	変更前	株式会社マルヨシセンター 代表取締役 佐竹 文 彰	
		変更後	株式会社マルヨシセンター 代表取締役 佐竹 克彦	
変更年月日	1		記店舗を設置する者の代表者の氏名 1年4月23日	
	2	<ul><li>2 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名</li><li>平成26年6月4日</li></ul>		
変更理由	大規たた		まで設置する者、及び小売業を行う者の代表者に変更があっ	

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び高松市創造都市推進局産業振興課
縦覧期間	平成26年8月15日から平成26年12月15日まで

#### 4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の 生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日 から4月以内(平成26年12月15日まで)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高 松市創造都市推進局産業振興課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
	イ 事業者にあっては、その事業の種類及び沿革
	ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
	エ 意見の内容
提出先	〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号
	香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

# 【マルヨシセンター国分寺店】

届出者の氏名又は	株式	株式会社マルヨシセンター			
名称及び住所	高松	市南新町4	4番地の6		
大規模小売店舗の	マル	ヨシセンタ	7 一国分寺店		
名称及び所在地	高松	市国分寺町	丁新居1406番地		
変更した事項	1	大規模小売	<b>記店を設置する者の代表者の氏名</b>		
		変更前	株式会社マルヨシセンター 代表取締役 佐竹 文		
			彰		
		変更後	株式会社マルヨシセンター 代表取締役 佐竹 克		
			彦		
	2	大規模小売	- 店店舗において小売業を行う者の代表者の氏名		
		変更前	株式会社マルヨシセンター 代表取締役 佐竹 文		

	彰 変更後 株式会社マルヨシセンター 代表取締役 佐竹 克 彦		
変更年月日	平成26年6月4日		
変更理由	大規模小売店舗を設置する者、及び小売業を行う者の代表者に変更があったため。		

- 2 届出年月日平成26年7月9日
- 3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び高松市創造都市推進局産業振興課
縦覧期間	平成26年8月15日から平成26年12月15日まで

#### 4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の 生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日 から4月以内(平成26年12月15日まで)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高 松市創造都市推進局産業振興課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
	イ 事業者にあっては、その事業の種類及び沿革
	ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
	エ 意見の内容
提出先	〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号
	香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

## 【マルヨシセンター川東店】

届出者の氏名又は	株式会社マルヨシセンター				
名称及び住所	高松市南新町4番地の6				
大規模小売店舗の	マルヨシセンター川東店				
名称及び所在地	高松市香川町大字川東上1792番地1				
変更した事項	1 大規模小売店を設置する者の代表者の氏名				
	変更前 株式会社マルヨシセンター 代表取締役 佐竹 文				
	彰				
	変更後 株式会社マルヨシセンター 代表取締役 佐竹 克				
	彦				
	2 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名				
	変更前 株式会社マルヨシセンター 代表取締役 佐竹 文				
	彰				
	変更後 株式会社マルヨシセンター 代表取締役 佐竹 克				
	彦				
変更年月日	平成26年6月4日				
変更理由	大規模小売店舗を設置する者、及び小売業を行う者の代表者に変更があっ				

たため。

2 届出年月日平成26年7月9日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び高松市創造都市推進局産業振興課
縦覧期間	平成26年8月15日から平成26年12月15日まで

## 4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の 生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日 から4月以内(平成26年12月15日まで)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高 松市創造都市推進局産業振興課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名		
	イ 事業者にあっては、その事業の種類及び沿革		
	ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地		
	エ 意見の内容		
提出先	〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号		
	香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ		

# 【ショッピングセンターウイングポート】

届出者の氏名又は 香川町商業協同組合			
名称及び住所 高松市香川町大野916番地1	高松市香川町大野916番地1		
株式会社マルヨシセンター	株式会社マルヨシセンター		
高松市南新町4番地の6			
大規模小売店舗の ショッピングセンターウイングポート	<u> </u>		
名称及び所在地 高松市香川町大野916番地1 外2			
変更した事項 1 大規模小売店を設置する者の代表	<u> </u>		
変更前    香川町商業協同組合			
	マンター 代表取締役 佐竹 文		
彰			
	· 代表理事 北村 隆		
	アンター 代表取締役 佐竹 克		
	コンター 代表取締役 佐竹 兄		
	を行う老の代主者の氏々		
	マンター 代表取締役 佐竹 文		
彰			
	アンター 代表取締役 佐竹 克		
変更年月日 平成26年6月4日	平成26年6月4日		
変更理由 大規模小売店舗を設置する者、及びた	小売業を行う者の代表者に変更があっ		
たため。			

- 2 届出年月日 平成 2 6 年 7 月 9 日
- 3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び高松市創造都市推進局産業振興課	
縦覧期間	平成26年8月15日から平成26年12月15日まで	

#### 4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の 生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日 から4月以内(平成26年12月15日まで)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高 松市創造都市推進局産業振興課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名		
	イ 事業者にあっては、その事業の種類及び沿革		
	ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地		
	エ 意見の内容		
提出先	〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号		
	香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ		

# 【マルヨシセンター池園店】

届出者の氏名又は	丸久開発有限会社		
名称及び住所	坂出市福江町3丁目3番32号		
	福竹開発有限会社		
	坂出市福江町3丁目4番45号		
	鎌田 正子		
	坂出市大池町1番40号		
	田中 昌則		
	坂出市大池町1番51号		
大規模小売店舗の	マルヨシセンター池園店		
名称及び所在地	坂出市池園町529番1号		
変更した事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名		
	変更前 株式会社マルヨシセンター 代表取締役 佐竹 文		
	彰		
	変更後 株式会社マルヨシセンター 代表取締役 佐竹 克		
	彦		
変更年月日	平成26年6月4日		
変更理由	小売業を行う者の代表者に変更があったため。		

- 2 届出年月日平成26年7月9日
- 3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び坂出市建設経済部産業課
縦覧期間	平成26年8月15日から平成26年12月15日まで

#### 4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の 生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日 から4月以内(平成26年12月15日まで)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び坂 出市建設経済部産業課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名		
	イ 事業者にあっては、その事業の種類及び沿革		
	ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地		
	エ 意見の内容		
提出先	〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号		
	香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ		

# 【マルヨシセンター善通寺店】

1 届出の概要

届出者の氏名又は	株式	株式会社マルヨシセンター			
名称及び住所	高松	高松市南新町4番地の6			
大規模小売店舗の	マル	マルヨシセンター善通寺店			
名称及び所在地	善通	自寺市上吉田町本村道下1296番地			
変更した事項	1	1 大規模小売店を設置する者の代表者の氏名			
		変更前 株式会社マルヨシセンター 代表取締役 佐竹 文			
		彰			
		変更後 株式会社マルヨシセンター 代表取締役 佐竹 克			
		彦			
	2	2 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名			
		変更前 株式会社マルヨシセンター 代表取締役 佐竹 文			
		彰			
		変更後 株式会社マルヨシセンター 代表取締役 佐竹 克			
		彦			
			İ		
変更年月日	平成26年6月4日				
変更理由	大規模小売店舗を設置する者、及び小売業を行う者の代表者に変更があっ				
	たた	たため。			

# 2 届出年月日平成26年7月9日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び善通寺市建設農林部商工観光課	
縦覧期間	平成26年8月15日から平成26年12月15日まで	

# 4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の 生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日 から4月以内(平成26年12月15日まで)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び善通寺市建設農林部商工観光課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあっては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

# 【マルヨシセンター観音寺店】

1 届出の概要

届出者の氏名又は	株式	会社マルヨ	シセンター		
名称及び住所	高松	高松市南新町4番地の6			
大規模小売店舗の	マル	マルヨシセンター観音寺店 観音寺市植田町南原1017番地 外			
名称及び所在地	観音				
変更した事項	1	大規模小売	店を設置する者の代表者の氏名		
		変更前	株式会社マルヨシセンター 代表取締役 佐竹 文		
			彰		
		変更後	株式会社マルヨシセンター 代表取締役 佐竹 克		
			彦		
	2 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏金		店舗において小売業を行う者の代表者の氏名		
		変更前	株式会社マルヨシセンター 代表取締役 佐竹 文		
			彰		
		変更後	株式会社マルヨシセンター 代表取締役 佐竹 克		
			彦		
変更年月日	平成26年6月4日				
変更理由	大規模小売店舗を設置する者、及び小売業を行う者の代表者に変更があっ				
	たた	たため。			

- 2 届出年月日平成26年7月9日
- 3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所		香川県商工労働部経営支援課及び観音寺市経済部商工観光課
	縦覧期間	平成26年8月15日から平成26年12月15日まで

## 4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の 生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日 から4月以内(平成26年12月15日まで)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び観音寺市経済部商工観光課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
	イ 事業者にあっては、その事業の種類及び沿革
	ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
	エ 意見の内容
提出先	〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号
	香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

## 【マルヨシセンター高瀬店】

1 届出の概要

届出者の氏名又は	株式	会社マルヨ	シセンター	
名称及び住所	高松	高松市南新町4番地の6		
大規模小売店舗の	マル	ョシセンタ	一高瀬店	
名称及び所在地	三豊	是市高瀬町大	字下勝間字加茂向1647番地1 外10筆	
変更した事項	1	大規模小売	店を設置する者の代表者の氏名	
		変更前	株式会社マルヨシセンター 代表取締役 佐竹 文	
			彰	
		変更後	株式会社マルヨシセンター 代表取締役 佐竹 克	
			彦	
	2	大規模小売	店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	
		変更前	株式会社マルヨシセンター 代表取締役 佐竹 文	
			彰	
		変更後	株式会社マルヨシセンター 代表取締役 佐竹 克	
			彦	
変更年月日	平成	26年6月	4 日	
変更理由	大規	大規模小売店舗を設置する者、及び小売業を行う者の代表者に変更があっ		
	たた	<b>こ</b> め。		

2 届出年月日平成26年7月9日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び三豊市政策部産業政策課
縦覧期間	平成26年8月15日から平成26年12月15日まで

## 4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の 生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日 から4月以内(平成26年12月15日まで)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び三 豊市政策部産業政策課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
	イ 事業者にあっては、その事業の種類及び沿革
	ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
	エ 意見の内容
提出先	〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号
	香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

# 【三木ショッピングセンター】

届出者の氏名又は	讃岐三木商業協同組合
名称及び住所	木田郡三木町大字鹿伏310番地
	株式会社マルヨシセンター
	高松市南新町4番地の6

大規模小売店舗の	三木	三木ショッピングセンター		
名称及び所在地	木田	木田郡三木町大字鹿伏310番地 外71筆		
変更した事項	1	1 大規模小売店を設置する者の代表者の氏名		
		変更前	讃岐三木商業協同組合 代表理事 三谷 守	
			株式会社マルヨシセンター 代表取締役 佐竹 文	
			彰	
		変更後	讃岐三木商業協同組合 代表理事 三谷 守	
			株式会社マルヨシセンター 代表取締役 佐竹 克	
			彦	
	2	大規模小売	店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	
		変更前	株式会社マルヨシセンター 代表取締役 佐竹 文	
			彰	
		変更後	株式会社マルヨシセンター 代表取締役 佐竹 克	
			彦	
変更年月日	平成	26年6月	4日	
変更理由	大規	大規模小売店舗を設置する者、及び小売業を行う者の代表者に変更があっ		
	たた	め。		

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び三木町産業振興課
縦覧期間	平成26年8月15日から平成26年12月15日まで

#### 4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の 生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日 から4月以内(平成26年12月15日まで)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び三 木町産業振興課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
	イ 事業者にあっては、その事業の種類及び沿革
	ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
	エ 意見の内容
提出先	〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号
	香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

## 【マルヨシセンター滝宮店】

届出者の氏名又は	株式会社マルヨシセンター
名称及び住所	高松市南新町4番地の6
大規模小売店舗の	マルヨシセンター滝宮店
名称及び所在地	綾歌郡綾川町大字滝宮字東田井421
変更した事項	1 大規模小売店を設置する者の代表者の氏名
	変更前 株式会社マルヨシセンター 代表取締役 佐竹 文
	彰

		変更後	株式会社マルヨシセンター 彦	代表取締役	佐竹	克
	2	大規模小売	店舗において小売業を行う者の	の代表者の氏々	名	
		変更前	株式会社マルヨシセンター 彰	代表取締役	佐竹	文
		変更後	料式会社マルヨシセンター 彦	代表取締役	佐竹	<u>克</u>
						<b>'</b>
変更年月日	平成	26年6月	4 日			
変更理由	大規模小売店舗を設置する者、及び小売業を行う者の代表者に変更があったため。					

#### 2 届出年月日

平成26年7月9日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び綾川町経済課
縦覧期間	平成26年8月15日から平成26年12月15日まで

#### 4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の 生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日 から4月以内(平成26年12月15日まで)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び綾 川町経済課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
	イ 事業者にあっては、その事業の種類及び沿革
	ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
	エ 意見の内容
提出先	〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号
	香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

# 【マルヨシセンター満濃店】

届出者の氏名又は	株式	株式会社マルヨシセンター		
名称及び住所	高松	高松市南新町4番地の6		
大規模小売店舗の	マル	マルヨシセンター満濃店		
名称及び所在地	仲多	仲多度郡まんのう町大字吉野下字川原添212番地 外		
変更した事項	1	1 大規模小売店を設置する者の代表者の氏名		
		変更前	株式会社マルヨシセンター 代表取締役 佐竹 文	
			彰	
		変更後	株式会社マルヨシセンター 代表取締役 佐竹 克	
			彦	
	2	2 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名		
		変更前	株式会社マルヨシセンター 代表取締役 佐竹 文	
			彰	
		変更後	株式会社マルヨシセンター 代表取締役 佐竹 克	

		彦	
Ī	変更年月日	平成26年6月4日	l
	変更理由	大規模小売店舗を設置する者、及び小売業を行う者の代表者に変更があったため。	

# 2 届出年月日平成26年7月9日

## 3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及びまんのう町産業経済課
縦覧期間	平成26年8月15日から平成26年12月15日まで

#### 4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の 生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日 から4月以内(平成26年12月15日まで)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及びま んのう町産業経済課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名		
	イ 事業者にあっては、その事業の種類及び沿革		
	ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地		
	エー意見の内容		
提出先	〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号		
	香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ		